平成２７年（フ）第３９６号
岩手県和賀郡西和賀町越中畑65地割134番地１
債務者　柳澤　未希
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４号
群馬県館林市栄町10番31号　市営栄町住宅一301、前住所群馬県館林市成島町709番地の10ハイツＴＭＫ　Ａ一202
債務者　田部井早苗
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７号
群馬県太田市西新町96番地２　グリーンパークオークスＢ一203号
債務者　大塚　堅太
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５号
長野市篠ノ井布施高田657番地２　ハイマイドアズマ101号
債務者　中澤　玲子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺555番地６
債務者　谷口　真弓（旧姓西平）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８２８号
福岡市早良区室見１丁目13番21号
債務者　早田　俊広
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８４号
福岡県春日市下白水北６丁目83番地　アメックス春日101号
債務者　西田美登利（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９２号
福岡市城南区別府４丁目10番32―202号
債務者　倉光　貴子（旧姓市丸）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１号
福岡県筑紫野市大字原592番地23
債務者　岡　　奈美（旧姓靈元）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４号
福岡県大野城市山田３丁目３番15号　シーラプラッツ203号
債務者　宮崎ふじ子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４号
福岡市東区香椎２丁目20番１―207号
債務者　小阪　七重
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５号
福岡市東区千早５丁目12番10号
債務者　橋元香代子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４７号
福岡県福津市宮司６丁目27番１号
債務者　新　　祐一
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３号
福岡県大牟田市明治町２丁目61番地51
債務者　諸國　晴美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１２６号
長崎県大村市須田ノ木町806番地12
債務者　佐々木れい子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４号
長崎県大村市小路口町769番地５　小路口アパート３号棟402号、前住所長崎県大村市小路口町769番地10　小路口アパート１号棟101号
債務者　若杉　正彦
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５号
長崎県大村市三城町1047番地24
債務者　俵　美枝子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係